

平成19年11月1日

各都道府県・政令市

産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課長

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る  
許可番号取扱要領について（通知）

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号については、かねてから標記要領に基づく付与手続をお願いしているところであるが、平成14年3月25日付け環廃産第173号をもって通知した「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号取扱要領」（以下「旧取扱要領」という。）について、その発出から既に5年が経過し、この間に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第42号。）の施行により、都道府県知事の権限に属する産業廃棄物関係事務の一部を行うことができる市の長が、保健所を設置する市又は特別区（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条で規定する市又は特別区。以下「保健所設置市」という。）の長から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第24条の2第1項で規定する政令で定める市（以下「政令市」という。）の長に変更されるとともに、事務手続面においても、許可番号を管理する産業廃棄物行政情報システムの更新に伴い、許可番号付与に係る手続を変更することとなった。このように、許可番号の取扱いその他の産業廃棄物関係事務を取り巻く環境が変化したことから、今般、許可番号付与事務の円滑化及び効率化を図るべく旧取扱要領を別添のとおり改正し、「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号取扱要領」（以下「新取扱要領」という。）とするので、その取扱いについて了知されたい。

なお、「新取扱要領」は平成19年11月1日より施行し、「旧取扱要領」は同日をもって廃止する。

## 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る 許可番号取扱要領

### 1. 目 的

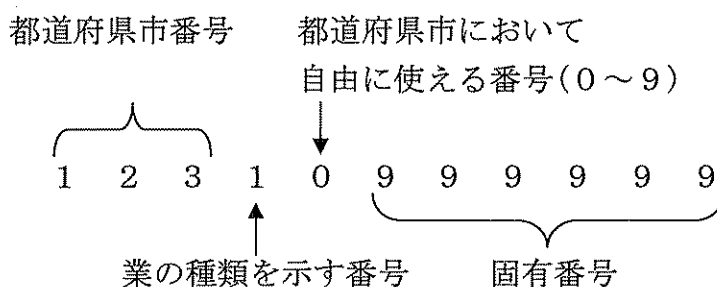
本取扱要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定に基づき、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業（以下単に「業」という。）を行おうとする者から許可の申請がなされた場合における許可番号の取扱いを定めることにより、許可番号の付与に係る事務の円滑化及び効率化を図り、もって業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）の適切な管理に資することを目的とする。

### 2. 許可番号の内容

業の許可の際に、許可証に付す番号（以下「許可番号」という。）の内容は、以下のとおりとする。

- ① 許可番号は、11桁の数字で構成するものとする。
- ② 許可番号の構成は次のとおりとする。
  - ・ 1～3桁目  
別紙1に掲げる都道府県及び法第24条の2第1項で規定する政令で定める市（以下「都道府県市」という。）の固有番号（以下「都道府県市番号」という。）。
  - ・ 4桁目  
③で示す業の種類を示す番号
  - ・ 5桁目  
都道府県市において、許可業者の分類等に自由に使える番号
  - ・ 6～11桁目  
許可業者に付与する全国统一の番号（以下「固有番号」という。）

（許可番号の例）



③ 業の種類を示す番号は、次表のとおりとする。

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	0
	積替を含むもの	1
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処分、最終処分	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	5
	積替を含むもの	6
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処分、最終処分	9

### 3. 固有番号の取扱い

固有番号は、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① いずれかの都道府県市において、最初に業の許可を行った時点で、固有番号を付与するものとし、既に固有番号を付与している許可業者に対して、新たな固有番号を付与しないこと。
- ② 一度付与した固有番号は、変更許可若しくは更新許可を行った場合又は変更届があった場合であっても、変更しないものとする。
- ③ 業の全部廃止若しくは許可の失効又は許可取消処分により、全ての都道府県市において業が行われなくなった場合、当該固有番号は失効するものとし、その後は欠番として扱うものとする。

### 4. 許可番号の交付等の手順

業の許可申請者（以下「申請者」という。）が、いずれの都道府県市においても許可を受けておらず、初めて固有番号を付与する場合は（1）、既にいずれかの都道府県市で業の許可を受け固有番号を有している場合は（2）、廃止、許可取消処分等により業を行わなくなった場合は（3）により、それぞれ交付等の手続きを行う。

申請者が既に固有番号を有しているか否か不明の場合は、当該申請者にその旨を直接問い合わせるとともに、環境省が管理する産業廃棄物行政情報システム（以下「システム」という。）で確認すること。

#### （1）初めての申請の場合（別紙2の1参照）

申請時において、申請者がいずれの都道府県市においても許可を受けておらず、当該申請者に対して初めて固有番号を付与する場合は、以下のとおりとする。ただし、当該都道府県市において業の許可を有しない者であっても、他の都道府県市において既に許可を有しており、従って既に固有番号を有している場合があるので十分留意す

ること。

- ① 都道府県市は、業の新規許可申請を受理後、許可を与えることが概ね妥当と判断した段階で、業者名（法人にあっては代表者名の氏名を含む。）及び住所を端末からの直接入力若しくは所定のCSV（Comma Separated Values）形式ファイルの送信によりシステムに登録するか、又は所定の様式（別紙2の様式1）を環境省にFAXで送信し、環境省に代行手続を依頼する。

FAXの場合、類似の法人名又は個人名等の既存の許可業者で同一のものと判断されるおそれのあるものについては、別法人又は個人である旨を様式1に記入すること。（記入例：今回申請の法人（個人）〇×は、固有番号〇〇△△××の法人（個人）〇×とは別法人です。）

- ② 環境省は①による登録又は依頼を受けた後、システムにより二重登録の有無などを審査し、申請者に対して固有番号を付与することが適当であると認めた場合には、申請者に対して固有番号を付与し、その旨をシステム又はFAXにより都道府県市へ連絡する。併せて、環境省は当該固有番号をシステムに仮登録する。
- ③ 都道府県市は、固有番号に都道府県市番号等を付加して11桁とした許可番号により許可証を交付した場合、業者名、許可番号及び許可年月日について、システムへの登録又はFAX（別紙2の様式2）による環境省への依頼を行う。
- ④ 環境省は③の連絡を受け、当該許可業者の許可番号を確定するとともに、システムに当該許可番号を登録する。

## （2）既に固有番号を有している許可業者の申請の場合

- ① 当該都道府県市で許可番号を有していない場合（別紙2の1参照）

都道府県市は、当該都道府県市において業の許可を有しないが既に固有番号を有している者からの業の新規許可申請に対して許可を行った場合は、以下のとおりとする。

ア 業者名、固有番号に都道府県市番号等を付加した許可番号及び許可年月日を、システムへの登録又はFAX（別紙2の様式2）による環境省への依頼を行う。

イ 環境省はアの連絡を受けた後、当該許可業者の許可番号その他の許可情報をシステムに登録する。

- ② 当該都道府県市で許可番号を有する場合（別紙2の2参照）

都道府県市は、当該都道府県市において既に許可を有している者について、業の更新若しくは変更の許可又は届出の受理を行った場合は、以下のとおりとする。

ア 業者名、代表者名、住所、許可番号又は許可年月日（新規許可又は更新許可の年月日であり、変更許可の年月日ではない。）のいずれかの事項が変更された場合には、その旨をシステムに登録するか、又は別紙2の様式3の左欄に変更前の業者名、代表者名、住所、許可番号及び許可年月日を記入し、右欄に変更された事項のみ記入し、FAXにより環境省に依頼する。ただし、当該変更の内容が上記の事項に該当しない場合（取り扱う産業廃棄物の種類の追加等）は、システムへの登録又は環境省への依頼は不要とする。

イ 環境省はアの連絡を受けた後、当該業者の許可番号その他の許可情報をシステ

ムに登録する。

- ③ 当該業者が複数の都道府県市でそれぞれ異なる固有番号を付与されているなど、複数の固有番号を有していることが判明した場合は、最も古い統一番号に統一するのが原則である。しかし、固有番号の変更は、許可権者である都道府県市において許可証の修正などの作業が発生することから、固有番号を統一する際は、関係する都道府県市及び当該業者と十分調整の上、その結果を環境省へ連絡すること。

### (3) 業の廃止等の場合（別紙2の3参照）

固有番号を有する許可業者が業の廃止等を行った場合は、以下のとおりとする。

- ① 都道府県市は、当該都道府県市において許可番号を有する者が、業の全部廃止若しくは許可の失効又は許可取消処分等により、許可業者としての事業活動を行わなくなった場合、当該業者名、許可番号及び廃止等の年月日について、システムへの登録又はFAX（別紙2の様式2）による環境省への依頼を行う。
- ② 環境省は、①による登録又は依頼を受けた場合は、システムのデータベースから当該業者の許可番号を抹消する。

## 5. 登録等に関する留意事項

### (1) 共通事項

- ① 固有番号の申請等にあたっては、固有番号付与の迅速化及び事務の軽減を図るため、原則として、システムにより行うこと。
- ② 環境省への連絡にFAXを利用する場合、誤読等を避けるため、必ずワープロ等で作成した様式を送付すること。ただし、登録されていない文字については手書きとして差し支えないこと。
- ③ 氏名、住所等で常用漢字以外の漢字を使用する場合や漢字の読み方が特殊な場合にはカナをふることとし、必要に応じJISコードを付記すること。

### (2) 氏名、住所等

- ① 許可業者が個人の場合にあつては、住民票又は外国人登録証明書に記載された氏名を記入すること。
- ② 許可業者が法人の場合にあつては、商業登記簿の謄本に記載された社名、代表者名を記入すること。また、株式会社、有限会社等の名称は省略せずに記載すること。（（株）、（有）は使用しないこと。）。
- ③ 住所は住民票、外国人登録証明書、商業登記簿の謄本に記載された住所を必ず都道府県から記入すること。

### (3) 登録の頻度等

- ① 行政情報システムへの登録又はFAXによる環境省への依頼は、各都道府県市がシステムの登録データを有効利用できるよう、一週間に一回程度行うこと。
- ② システムによる情報の登録方法の詳細については別途定めることとする。

## 都道府県及び政令市の固有番号

都道府県名	都道府県固有番号	都道府県名	都道府県固有番号
北海道	001	滋賀県	025
青森県	002	京都府	026
岩手県	003	大阪府	027
宮城県	004	兵庫県	028
秋田県	005	奈良県	029
山形県	006	和歌山県	030
福島県	007	鳥取県	031
茨城県	008	島根県	032
栃木県	009	岡山県	033
群馬県	010	広島県	034
埼玉県	011	山口県	035
千葉県	012	徳島県	036
東京都	013	香川県	037
神奈川県	014	愛媛県	038
新潟県	015	高知県	039
富山県	016	福岡県	040
石川県	017	佐賀県	041
福井県	018	長崎県	042
山梨県	019	熊本県	043
長野県	020	大分県	044
岐阜県	021	宮崎県	045
静岡県	022	鹿児島県	046
愛知県	023	沖縄県	047
三重県	024		

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
旭川市	050	函館市	052
札幌市	051	小樽市	053

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
仙台市	054	岡山市	083
千葉市	055	宇都宮市	084
横浜市	056	富山市	085
川崎市	057	秋田市	086
横須賀市	058	郡山市	087
新潟市	059	大分市	088
金沢市	060	松山市	089
岐阜市	061	豊田市	090
静岡市	062	福山市	091
浜松市	063	高知市	092
名古屋市	064	宮崎市	093
京都市	065	いわき市	094
大阪市	066	長野市	095
堺市	067	豊橋市	096
東大阪市	068	高松市	097
神戸市	069	相模原市	098
姫路市	070	西宮市	099
尼崎市	071	倉敷市	100
和歌山市	072	さいたま市	101
広島市	073	奈良市	102
呉市	074	川越市	103
下関市	075	船橋市	104
北九州市	076	岡崎市	105
福岡市	077	高槻市	106
大牟田市	078	青森市	108
長崎市	079		
佐世保市	080		
熊本市	081		
鹿児島市	082		

注1) 小樽市は平成18年4月1日に政令市から除外  
 注2) No.107は欠番

# 許可番号登録手続

## 1. 新規申請の場合

都道府県・政令市

① 許可の妥当性の判断  
申請者に対して許可することが概ね妥当と判断した段階で、固有番号の申請を行う。



② 当該申請者の固有番号の保有の確認  
他自治体の許可証及び産業廃棄物行政情報システムで、当該申請者が固有番号を有しているか否か確認する。

有していない

有している

④新規許可番号登録へ



③ 固有番号申請  
固有番号を付与のため、業者名、代表者名、住所を申請する。



産業廃棄物行政情報システムを利用する場合

i) 又は ii) により申請を行う。

i) 個別申請  
システム上で個別に必要事項を入力し、申請する。

ii) 一括申請  
定型のCSV形式で申請ファイルを作成後、システムを利用して申請する。

FAXを利用する場合

様式1に必要事項を記載し、環境省あてにFAX送信する。

次に、環境省が代行して、FAX記載内容をシステム上で入力する。



産業廃棄物行政情報システムに仮登録



・産業廃棄物行政情報システムにて固有番号付与（FAXにて申請があった場合はFAXもあわせて返信）。



④新規許可番号登録へ

#### ④ 新規許可番号登録

許可証発行後、新規許可番号、許可年月日を産業廃棄物行政情報システムに登録する。



##### 産業廃棄物行政情報システムを利用する場合

i) 又は ii) により申請を行う。

##### i) 個別申請

システム上で個別に新規許可番号、許可年月日に登録する。

##### ii) 一括申請

定型のCSV形式でファイルを作成後、システムを利用して登録する。

##### FAXを利用する場合

様式2に新規許可番号、許可年月日を記載し、環境省あてにFAX送信する。

次に、環境省が代行して、FAX記載内容をシステム上で登録する。



産業廃棄物行政情報システムに登録



## 2. 変更（更新）許可番号を付与した場合

### 変更（更新）許可番号登録

業者名、代表者名、許可番号、住所に変更が生じた場合及び更新許可をした場合、変更内容を報告する。

#### 産業廃棄物行政情報システムを利用する場合

i) 又は ii) により申請を行う。

i) 個別申請

システム上で個別に変更事項を入力し、登録する。

ii) 一括申請

定型のCSV形式でファイルを作成後、システムを利用して登録する。

#### FAXを利用する場合

様式3に変更事項を記載し、環境省あてにFAX送信する。

次に、環境省が代行して、FAX記載内容をシステム上で登録する。

産業廃棄物行政情報システムに登録

## 3. 許可の廃止等の場合

### 許可番号廃止報告

業の全部廃止、許可の失効、許可取消処分等により許可を廃止した場合、廃止年月日等を報告する。

#### 産業廃棄物行政情報システムを利用する場合

i) 又は ii) により申請を行う。

i) 個別申請

システム上で個別に廃止する旨を入力する。

ii) 一括申請

定型のCSV形式でファイルを作成後、システムを利用して入力する。

#### FAXを利用する場合

様式2に必要事項、廃止年月日を記載し、環境省あてにFAX送信する。

次に、環境省が代行して、FAX記載内容をシステム上で入力する。

産業廃棄物行政情報システムに登録

様式1 (FAX)

平成 年 月 日

新規の固有番号の付与(要領の4(1)①及び②)

都道府県市: \_\_\_\_\_  
 担当部局: \_\_\_\_\_

都道府県市番号: \_\_\_\_\_  
 担当者: \_\_\_\_\_ TEL: \_\_\_\_\_

整理番号	業者名	代表者名	住所	固有番号※

※固有番号欄については、環境省から都道府県等への連絡時に使用

様式2 (FAX)

平成 年 月 日

新規業者への許可番号付与(要領の4(1)③)  
 既存業者への許可番号付与(要領の4(2)①)  
 業の廃止等(要領の4(3)①)

都道府県市: \_\_\_\_\_  
 担当部局: \_\_\_\_\_

都道府県市番号: \_\_\_\_\_  
 担当者: \_\_\_\_\_ TEL: \_\_\_\_\_

整理番号	業者名	代表者名	許可番号	許可又は廃止の年月日

様式3 (FAX)

平成 年 月 日

処理業の変更等(要領の4(2)②)

都道府県市: \_\_\_\_\_  
 担当部局: \_\_\_\_\_

都道府県市番号: \_\_\_\_\_  
 担当者: \_\_\_\_\_ TEL: \_\_\_\_\_

整理番号	変更前	変更後
	業者名: 代表者名: 住所: 許可番号: 許可年月日:	

<記入上の注意事項>

許可年月日の項目は、新規許可又は更新許可年月日を記入し、変更許可年月日を記入しないこと。  
 当該変更の内容が様式3の左欄に掲げる事項に該当しない場合は、様式3の報告は不要のこと。  
 様式3の左欄には変更前の事項を全て記入し、右欄には変更された事項のみ記入すること。